

離婚届

令和元年5月7日届出

東京都千代田区長殿

受理令和年月日
第号

送付令和年月日
第号

書類調査戸籍記載記載調査調査票附票住民票通知

発送令和年月日
長印

(よみかた)

氏名

生年月日

夫 氏 氏名 太郎 妻 氏 氏名 はなこ

民事 太郎 民事 花子

昭和54年1月1日 昭和55年2月3日

住所

(住民登録をして
いるところ)

東京都千代田区霞が関
一丁目1番地1号

東京都杉並区高円寺北
一丁目1番地1号

世帯主の氏名 民事 太郎 世帯主の氏名 民事 花子

本籍

(外国人のときは
国籍だけを書いてください)

東京都千代田区丸の内一丁目1番地番

筆頭者の氏名 民事 太郎

離婚の種別

父母の氏名
父母との続柄
(他の養父母は
その他の欄に
書いてください)

☒協議離婚
☐調停
☐審判

夫の父 民事 一郎
母 民事 一子

☐和解
☐請求の認諾
☐判決

妻の父 戸籍 太郎
母 戸籍 葉子

年 月 日成立
年 月 日認諾
年 月 日確定

年 月 日成立
年 月 日認諾
年 月 日確定

婚姻前の氏に
もどる者の本籍

☐夫は
☒妻は
☐もとの戸籍にもどる
☐新しい戸籍をつくる

東京都千代田区九段南一丁目1番地番 筆頭者の氏名 戸籍 太郎

未成年の子の氏名

夫が親権を行う子

妻が親権を行う子

民事 洋

同居の期間

平成19年1月から平成31年4月まで
(同居を始めたとき) (別居したとき)

別居する前の住所

東京都千代田区霞が関一丁目1番地番1号

別居する前の世帯のおもな仕事と

☐1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯
☐2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
☒3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)
☐4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)
☐5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯
☐6.仕事をしている者のいない世帯
(国勢調査の年…年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)

夫妻の職業

夫の職業

妻の職業

その他

届出人

署名押印

夫 民事 太郎 印 妻 民事 花子 印

事件簿番号

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
本籍地でない市区町村役場に提出するときは、2通または3通提出してください(市区町村役場が相当と認めたときは、1通で足りることもあります。)。また、そのさい戸籍謄本1通もあわせて提出してください。
そのほかに必要なもの
調停離婚のとき→調停調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき→和解調書の謄本
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証人

(協議離婚のときだけ必要です)

署押

名印

生年月日

甲山 健二 印

昭和25年6月17日

署押

名印

生年月日

乙川 竹子 印

昭和23年8月30日

住所

東京都杉並区宮前
一丁目1番地1号

東京都渋谷区宇田川町
1番地10号

本籍

東京都杉並区荻窪
一丁目1番地番

東京都千代田区永田町
一丁目1番地番

☐には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

→ 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

→ 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。
☒面会交流について取決めをしている。
☐まだ決めていない。

面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。
☒養育費の分担について取決めをしている。
☐まだ決めていない。

養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。
法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html)にも掲載されています。

※子を母の戸籍に入籍させるには、家庭裁判所の許可を得た上で入籍届を提出する必要があります。